

## 資料

### 1. 子どもの読書活動の推進に関する法律

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2. 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

### 3. 豊中市子ども読書活動推進計画策定検討会議設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の子どもの読書活動の推進に関する計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、豊中市子ども読書活動推進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に係る調査、研究に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画案の策定に関すること。

#### (組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び別表1に掲げる室、課及び施設の長の職にある委員をもって組織する。

- 2 検討会議の委員長は教育次長（教育担当）、副委員長は教育委員会理事、子ども未来部次長及び健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 検討会議は、必要に応じて委員長が召集し、会議を主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

#### (実務担当者会議)

第5条 検討会議に、子どもの読書に係る専門事項について、調査、研究及び検討を行わせるため、実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議は、別表1に掲げる課及び施設に所属する職員をもって組織し、当該所属長の推薦により、委員長が指名する。
- 3 実務担当者会議に座長、副座長を置き、実務担当者の互選により選出する。
- 4 実務担当者会議は、必要に応じて座長が召集する。

#### (事務局)

第6条 検討会議の事務局は、教育委員会生涯学習推進室岡町図書館に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議、実務担当者会議の運営等に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年(2003年)7月8日から実施する。

別表1

豊中子ども読書活動推進計画策定検討会議の委員の所属する室、課及び施設の名称

人権文化部	豊中人権まちづくりセンター、蛍池人権まちづくりセンター、男女共同参画推進課、文化芸術・国際課
健康福祉部	健康づくり推進課、障害福祉課
こども未来部	子育て支援課、保育課、青少年課
教育委員会 (教育総務) (学校教育) (生涯学習推進)	教育総務室 学校教育室、学校指導課、幼児教育課、教育センター 生涯学習推進室、岡町図書館、中央公民館

※委員長は教育次長(教育担当)、副委員長は教育委員会理事、こども未来部次長及び健康福祉部次長

#### 4. 豊中市子ども読書活動推進計画策定委員会

##### (1) 豊中市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

第9条第2項の規定により、市が策定する豊中市子ども読書活動推進計画(以下計画という)に、広く専門家・市民の意見を反映するため、豊中市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、本市の子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ計画案を検討し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・市民団体
- (3) 市民

3 前項第3号に規定する者は、公募により選考するものとする。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

(会議)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、市に資料等の提出を求めることができる。

3 委員長は必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習推進室岡町図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 豊中市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	名 前	団体名・役職等
学識経験者	上 杉 孝 實	京都大学名誉教授
	塩 見 昇	大谷女子大学教授
	金 子 眞 理	平安女学院大学短期大学部教授
関係団体 市民団体	日 野 正 臣	小学校長会（島田小学校校長）
	上 田 幸 子	中学校長会（第三中学校校長）
	上 里 久 美	学校図書館教育研究会代表（東豊台小学校教諭）
	中 川 幾 郎	豊中市立図書館協議会委員長職務代行
	安 達 み の り	豊中子ども文庫連絡会（そよ風文庫世話人）
	片 岡 由 賀 子	豊中市私立幼稚園連合会役員（城山幼稚園園長）
	渡 辺 憲 一	豊中市P.T.A.連合協議会副会長
市 民	井 上 美 穂 子	公 募
	新 開 惟 展	公 募

### (3) 委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成16年(2004年) 6月9日(水)	委員長及び副委員長の選出について 委員会の運営方法について 子ども読書活動推進計画(素案)の概要について 今後のスケジュールについて
第2回	平成16年(2004年) 7月6日(水)	計画(素案)の検討 保育所や幼稚園等の子どもの読書についての調査
第3回	平成16年(2004年) 9月15日(水)	今後の日程について 計画(素案)の検討
第4回	平成16年(2004年) 10月21日(木)	計画(素案)の検討 小委員会の設置について パブリックコメントの実施について
第5回	平成17年(2005年) 3月1日(火)	パブリックコメントの結果について 計画(最終案)のまとめ

### 小委員会

回数	開催日	内 容
第1回	平成16年(2004年) 11月18日(木)	策定委員会における審議をふまえて計画(素案)を加筆修正
第2回	平成16年(2004年) 12月7日(火)	策定委員会における審議をふまえて計画(素案)を加筆修正
第3回	平成17年(2005年) 2月9日(水)	パブリックコメントの意見集約 計画(最終案)の検討

### フォーラム「すべての子どもに読書のよろこびを」

開催日	内 容
平成16年(2004年) 10月2日(土)	基調講演 策定委員によるパネルディスカッション

※フォーラムは豊中市・豊中市教育委員会主催



## 豊中市子ども読書活動推進計画

平成17年(2005年)3月

豊中市子ども読書活動推進計画策定委員会事務局

豊中市教育委員会 生涯学習推進室 岡町図書館

〒561-0884 豊中市岡町北3-4-2

TEL : 06-6843-4553